

村内一斉大清掃の お知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。

各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日時

10月18日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

マスクの着用にご協力ください。

収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)

空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは軽くすすぎ洗いをし、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に職員が回収します。)

個人の粗大ごみは、別に許可をとって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

○ごみに直接触れないように、火ばさみや軍手を使用する。

○人との間隔はできるだけ2m空け、密接を避ける。

○マスク・ティッシュ・たばこなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う。軍手をしていても、直接ごみを拾わないようにする。

○ごみ袋の口をしっかりしばる。

○活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

同報無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

●情報実施日時

10月7日(水) 午前11時ごろ

※聞き逃した時などには、音声自動応答サービスをご利用ください。

(※)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先

総務部総務課

備蓄品の配布について

備蓄食料の周知や家庭内備蓄の促進など防災意識の啓発や食品ロス削減のため、避難所で備蓄している賞味期限内のアルファ化米や副食等の備蓄品の無償配布を行いますので、各家庭で備蓄する食品の参考にしてください。

なお、お持ち帰りいただく際は、エコバッグ等をお持ちください。先着順にお渡しますので、無く

なり次第終了とします。

●日時 10月10日(土) 16日

(金) 午(10時) 午後4時

●場所

飛島村役場 1階ロビー

●対象

村内在住者、村内在勤者

●持ち物 エコバッグ等

●問合せ先

総務部総務課

福祉医療受給証を 更新します

母子・父子家庭医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和2年10月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

10月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を10月下旬に送付します。

な、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課



令和3年度幼保連携型認定こども園飛島保育園 飛島村立第一保育所利用申込みのご案内

村内の認定こども園・保育所の利用申込みを受け付けします。

利用案内等を10月15日(木)から申込場所で配布しますので、必ずお受け取りのうえ期間内にお申込みください。

●利用できる施設

幼保連携型認定こども園 飛島保育園(私立)

飛島村立第一保育所(公立)

※村外にある施設の利用を希望する方は、すこやかセンター内福祉課までご相談ください。

●対象 認定こども園・保育所の利用申込みをする場合は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

●保育を必要とする事由 児童の家庭の状況が①～⑦のいずれかに該当する場合

①就労(居宅外労働・居宅内労働) ②出産等 ③疾病等 ④看護・介護等 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学

※保育を必要とする事由に該当しない方は、申込場所へご相談ください。

●提出書類および持ち物

①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書 ②食物アレルギーに関する調査票 ③「保育を必要とする事由」を確認できる必要書類(就労証明書等) ④保育(利用)時間確認書 ⑤申込書類提出にあたってのチェックリスト

※詳細については、利用案内でご確認ください。

●申込期間 11月2日(月)～30日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

※現在認定こども園または保育所を利用中で、令和3年度も引き続き利用を希望される方は、1月頃に継続の手続きを予定しておりますので、今回の申込みは必要ありません。

●申込場所 飛島保育園利用希望の方：飛島保育園

第一保育所利用希望の方：すこやかセンター内福祉課

●その他 利用者負担額(保育料・副食費)算定のため、令和2年分の住民税情報が必要となります。令和2年分の住民税申告を済ませていない方は、令和2年1月1日時点で住民票があった市町村にて申告をしてください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

私立高校等の授業料 を補助します

本村では、私立高校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本

村に住所があり、私立高等学校(専

修学校高等課程に在籍している方

※ただし、授業料を免除されている方は、補助対象外とします。

●申請期間

10月1日(木)～11月30日(月)

※午前9時～午後5時

(土曜・日曜および祝日を除く)

●必要事項

①申請書

②私立高等学校等生徒調査

③村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書

④振込先が確認できるもの(預金通帳など)

⑤印鑑

※申請書等は、教育課窓口にて受

領または村公式ホームページか

らダウンロードできます。

●補助金額 年額一万円

●問合せ先

中央公民館内教育課

中央公民館内教育課

飛島村産直市会員 募集のご案内

本村の農産物を多くの方を知っていただくため、すこやかセンター・ふれあいの郷において、村内の農産物の産地直売を行っています。

ご自身が丹精込めて栽培された新鮮で安心・安全なおいしい農産物を出荷してみませんか。

出荷できる方は、村内在住の方で飛島産直市に会員登録された方に限りますので、新規に販売を希望される方は、開発部経済課まで会員登録のお申込みをお願いします。

なお販売にあたっては、農業基準を順守するなどの出荷基準および会員資格などがございますので、詳細については、開発部経済課までお問合せください。

●問合せ先

開発部経済課

いきがい商品券を 贈呈します

新型コロナウイルス感染症対策として、65歳以上の高齢者の方を対象に、活動制限がある中でも楽しみや生きがいにつながるような日常生活を送っていただくための生活応援支援を目的に発行する商品券です。

■「商品券について」

●額 面

1万円(500円券20枚綴り)

●使用期間

11月1日(日)～令和3年2月28日(日)

●取扱店

飛島村商工会にて登録された商品券取扱店

●配布方法

対象となる方へ簡易書留にて郵送

●対 象

9月1日現在で本村に住所を有しており、令和3年3月31日において年齢が満65歳以上の人

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

10月は「クリーン排水 推進月間」および 「浄化槽強調月間」です

愛知県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理などを呼びかけています。

生活排水対策は、一人一人の取組が鍵となります。水環境に優しい取組を続けていきましょう。

●身近な生活排水対策

- ・食べ残し、飲み残しを減らす
- ・三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる
- ・食器や鍋は日立つ汚れを新聞紙などで拭き取ってから洗う
- ・洗剤は適量を使う

●浄化槽の適正な維持管理

浄化槽を管理する方は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければなりません。浄化槽を適正に維持管理し、大切に使用しましょう。

●問合せ先

開発部建設課

飛島公共交通バス(名 港線・蟹江線)ダイヤ 改正のお知らせ

10月1日から飛島公共交通バス(名港線・蟹江線)のダイヤ改正を行います。詳細につきましては、村公式ホームページまたは広報とびしま9月号の差込みパンフレットをご覧ください。

●問合せ先

総務部企画課

令和2年度飛島村 健康高齢者表彰

本年度も、自らの健康管理を十分に行い、生きがいをもって健康な老後を送り、他の模範となる方に、表彰状および記念品を贈呈しました。

●模範高齢者表彰者

医療費が1年間0円の方
7名

●健康高齢者表彰者

医療費が1年間5万円以下の方
14名

今後とも健康に留意され幸せな



日々をお過ごしください。

おめでとうございます。

●問合せ先

民生部住民課

さくら作業所

入所者募集

さくら作業所では、障がいのある方を対象に、自立支援や社会参加を目的とし、軽作業や機能訓練、日常生活訓練を行っています。

入所希望の方は、次のとおり申請書類を提出してください。

●対象

村内に住所を有する身体障害者・知的障害者・精神障害者の各手帳をお持ちの方（精神障害者通院医療費公費負担受給者を含む。）

●申請期限

10月30日（金）

●提出書類

- ① さくら作業所入所申請書
 - ② 宣誓書
 - ③ 障害者手帳の写し
 - ④ 健康診断書（新規希望者のみ）
- 申請窓口・問合せ先
すこやかセンター内福祉課

灯油の使い切りに ご協力ください

ストーブやファンヒーターに灯油が残っていると、ごみ処理施設で火災が発生する原因になります。火災を防止するため、ストーブやファンヒーターは必ず灯油を使い切ってから、捨てるようにしてください。また、乾電池が付いている場合は必ず乾電池を外してから捨てるようにしてください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



犬のふん尿等の 適正処理について

無責任な飼い主によって、家の前や公園、道路など犬のふん尿の放置、悪臭、汚れで困っていると

の苦情が多く寄せられています。ふん尿等を適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。

●散歩中に排せつさせる場合

犬のふんは袋等に入れて必ず持ち帰りましょう。

あらかじめビニール袋や市販の専用袋等を用意しておきましょう。持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

また、犬のマーキングのおしっこはさせないことが大切です。飼い主は犬がしそいになっても立ち止まることなくどんどん歩きましょう。

●敷地内（屋内）で排せつさせる場合

近隣の方に悪臭で迷惑を掛けないように速やかに片付けましょう。

また、室内でさせる場合も臭いに気を配りましょう。特に夏場は窓を開ける機会も多いので注意が必要です。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課

